

整理番号 6-1

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料及び送金手数料		
年月日	令和2年6月5日~令和 年 月 日	金額	49,720 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	令和2年5月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-06-05		通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N059	*49,500	
	残高	
島田掛川信用金庫		
島田本店営業部		
普通 916955		
カ) エフイーシマタ		
送金料金	*220円	
振込予定日	02-06-05	
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	49,720 円	100%	49,720 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御 請 求 書

2020年5月31日

No. 606

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田

代表取締役社長 八木 和夫

〒 427-0042

島田市中心5番の1 プラザおおるり3F

TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700



2020年5月度

期間 2020/05/01~2020/05/31

ご請求額 ¥49,500

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。

※振込手数料は貴社ご負担にて

お願い申し上げます。

〈お振込み先〉

島田掛川信用金庫 島田本店営業部

普通 0916955

株式会社 FM島田

費 目	請求金額	備 考
コーナー料	45,000	
小 計	45,000	
消費税等 (10.0%)	4,500	
合 計	¥49,500	



整理番号	6-2
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 (令和2年6月分)		
年月日	令和2年 6月5日～ 令和 年 月 日	金額	28,998 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

*月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額 (57,996 円) に 1/2 を乗じた額を充当する
 計算根拠 令和2年4月証拠書 (整理番号 6) 参照

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
活動費と私用で按分	57,996 円	1/2	28,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

画面ID : BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

06月26日 11時28分時点

照会条件を変更する

(全2件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高 摘要
001	2020年06月05日分	出金	68,726円		約デビット

06月26日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

「ふじのくに県民クラブ リニア中央新幹線現地視察」

- ・ 参加議員：危機管理くらし環境委員会 四本委員長、小長井委員、阿部委員
リニア対策 PT 佐野座長 (4名)
- ・ 車 両：千代田タクシー (普通車) を利用
- ・ 交 通 費：(請求金額) 67,600 円 + (振込手数料) 330 円 =67,930 円
- ・ 負担割合： 参加議員 各 15,000 円×4名=60,000 円
ふじのくに県民クラブ 会派 7,930 円

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日		振替先店番・科目・口座番号		067
02 06 10				
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
****	****	**	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0128	電信振込	¥67,600		
お取扱枚数	00000103000000000000			
	おつり	残 高		
	¥70			
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合	
	¥330	1316	0:15:2	
お振込先明細書 案内	シス'オカ クツノヤ 普通 0021890 チヨタ'タクシー(カ)様 フシ'ノクニケ'ンミンクラブ'様 TEL054-221-3510			

06.520.38 (裏面もご覧ください)

請 求 書

令和2年6月9日

静岡県議会ふじのくに県民クラブ 御中

静岡市葵区東千代田3丁目8番1号
千代田タクシー株式会社
取締役 加藤 高五



確認 [Redacted]

ご利用ありがとうございました。下記の通りご請求申し上げます。

件名	令和2年度 ふじのくに県議団 視察
利用年月日	令和2年6月9日
利用者	静岡県議会 ふじのくに県民クラブ 様
担当者	四本 様
乗務員	[Redacted]
車両	普通車

担当 [Redacted]

合計金額 ¥67,600

月日	予約時間	内容(経路)	単価	単位	金額
6月9日	8:15	8:30発・静岡県庁→榎島→燕沢 →千石沢→千石→榎島 →井川アルプスの里 →静岡県庁・19:25着	67600	1	67,600
お振込み先 静岡銀行 沓谷支店(クツノヤ) 普通預金 口座番号:0021890 口座名義:千ヨダタクシー(カ)					

小計 67,600
合計 67,600

令和 2年 6月16日発行

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和 2年 6月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額（再掲）
令和 2年 6月15日	8,963円	814円
指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	ご使用量 kWh/m ³	領収金額 円	精算額等 円	初回引落割引額 円、銭		記 事
						再エネ発電促進賦課金 円	燃料費調整額 円、銭	
おなまえ		容量		消費税等相当額（再掲） 円				
		おとくプラン		5,075			-550.00	
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		60 A	162	461	482		-567.00	
		ビジとくプラン		3,888				
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		3 kW	42	353	125		-147.00	

◎ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
月分、金額を修正したものは無効でございます。

中部電力ミライズ株式会社

印紙税申告納付につき名古屋東
税務署承認済
作成地 名古屋市東区東新町

整理番号 6-5

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和2年度会費及び送料 NPO 法人集いの家サンライズ		
年月日	令和2年6月17~令和 年 月 日	金額	5,000円

会の趣旨・目的	虐待、または人権を侵す等の行為を受けている子どもを支援し、同時に社会に対して子どもの人権擁護する啓発活動を行い、かつ関連機関との連携による子どもと家庭へのサポートを実施し子どもが安心して健全に成長できる地域環境づくりに寄与する
会の活動内容等	官民協働子ども育成支援事業「ひかりのいえ」の開催を通じ他の人と一緒に活動することで協調心の育成をめざしたり、季節を感じるができる行事を実施する
政務活動・県政との関連性	厚生委員会において子どもの実態について求められる施策を提案する

領 収 書

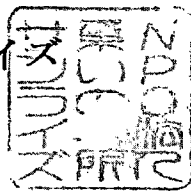
佐野愛子様 令和2年6月17日

金額 ¥5,000-

但し 個人正会員年会費として
上記金額正に領収いたしました。

特定非営利活動法人 集いの場所サンライズ

〒426-0011
静岡県藤枝市平島639-3



※ 添付書類：団体の定款

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5,000円	100%	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人集いの場所サンライズ

特定非営利活動法人集いの場所サンライズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人集いの場所サンライズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市平島639-3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、虐待、または人権を侵す等の行為を受けている子どもを支援し、同時に社会に対して子どもの人権擁護する啓発活動を行い、かつ関連機関との連携による子どもと家族へのサポートを実施することにより、子どもが安心して健全に成長できる地域環境づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子どもが健全に育つ環境づくりの支援事業
 - ② 子どもの育ちに関する相談事業
 - ③ 虐待される子どもの支援に関する事業
 - ④ 児童虐待防止の為の啓発事業
 - ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 高齢者サロン事業
 - ② オリジナルグッズ販売事業
 - ③ チャリティイベント事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する為に入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以内
- (2) 監事 1人

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

ない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から3

0日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の口時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって開催日の前日までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、第28条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じるこ

とができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入によって償還する短期借入金を除き、総会の承認を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人と類似する目的を有する公益法人、又は特定非営利活動法人のうち、総会の議決を持って決した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示する。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載する。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高木 尚
副理事長	望月 琴江
理事	今野 智子
	古蔵 恒雄
	野村 美成
	阿部 如珍
	池端 功男
	前田 りつ子
監事	内藤 良彦

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	無し
個人会員	年会費	5,000円(一口)
法人、団体会員	年会費	20,000円(一口)
(2) 賛助会員	入会金	無し
個人会員	年会費	3,000円(一口)
法人、団体会員	年会費	10,000円(一口)

第5号議案

(様式3)

令和2年度NPO法人集いの場所サンライズ予算(案)

科目		予算額	前年実施	説明(内訳)
収入	繰越金	181,137		
	会員費	400,000	338,000	法人正会員×2、法人賛助会員×5(+1) 個人正会員×35(+5)、個人賛助会員×45(+9)
	寄付金	300,000	264,000	前年同程度を見込む
	委託金	6,600,000	2,400,000	官民協働子ども育成支援事業前年は週3日、本年は週5日の計算
	雑収入		21,000	前年度会場費収入あり
	その他	18,863		予備費
合計		7,500,000	3,023,000	

支出	「ひかりのいえ」運営費	6,600,000	2,400,000	前年度週3日、本年度週5日の計算
	備品・消耗品費	100,000		
	車両購入費	500,000		
	車両保険	100,000		
	燃料費	100,000		
	その他	100,000	441,863	礼金、敷金、3月分家賃 78,000×5 官民協働子ども育成支援事業補填 51,863
		次年度繰越金		181,137
合計		7,500,000	3,023,000	

整理番号 6-6

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和2年7月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和2年6月23日~令和	年 月 日	金額 50,220 円

目的	_____																								
使途	_____																								
政務活動・ 県政との 関連性																									
<<領収書貼付枠>> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h3 style="text-align: center;">ご利用明細票</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お取扱日</td> <td>店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>02-06-23</td> <td></td> <td>通帳送金</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td></td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N074</td> <td colspan="2">*100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ</p> <p>送金料金 *440円 振込予定日 02-06-23 サノアイコ</p> <p style="text-align: center;">ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行</p> </div>	お取扱日	店番	お取引内容	02-06-23		通帳送金	記号		番号	*****			取扱番号	お取引金額		N074	*100,000			残高					
お取扱日	店番	お取引内容																							
02-06-23		通帳送金																							
記号		番号																							

取扱番号	お取引金額																								
N074	*100,000																								
	残高																								

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,440 円	1/2	50,220 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 6-7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	社会新報購読料		
年月日	令和2年 6月26日	～令和 年 月 日	金額 2,100 円

目的	各方面における情報収集
使途	令和2年4月～6月新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

社会新報

No. 領収証

佐野愛子様

ご購入ありがとうございます

2,100

社会新報 月分 ¥ 700X2
月刊社会民主 月分 ¥
月分 ¥

上記代金として領収致しました

社会民主党機関紙宣伝局 2020年6月26日

分局

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,100 円	100%	2,100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 6-8

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	838	18 円 × 838 km / km	15,084

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

<支払証明> 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野愛子 (印)

<領収書貼付枠>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	15,084 円	100 %	15,084 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
6/1	防災センター視察、県庁打合せ	自宅ーセンター、県庁	58
2	事務整理、県政報告作成	自宅ー青木	25
3	事務整理等	自宅ー青木等	26
4	志太榛原農林レク、児童養護視察	自宅ー内瀬戸、平島	55
5	介護保険制度レク	自宅ー支援センター	35
8	FM島田収録	自宅ー島田	35
9	リニア視察	自宅ー県庁	57
10	議案説明、研修会	自宅ー県庁	57
11	補助制度説明	自宅ー県庁	57
13	教職員意見交換	自宅ー田沼	29
15	瀬戸谷小視察 事務打合せ	自宅ー本郷青木	18
16	教職員現場意見交換	自宅ー駅	20
17	サッカー協会意見聴取、県庁事務	自宅ー県庁、市役所	63
19	県庁リニア研修	自宅ー県庁	57
20	県立高校情報収集	自宅ー青木等	37
22	地域教職員情報収集	自宅ー茶町	36
23	FM県政報告収録	自宅ー島田	33
25	学校一体化意見交換	自宅ー県庁本郷	58
26	リニア研修	自宅ー県庁	57
28	地域社会介護視察	自宅ー青木、西益津	25
合 計			838

整理番号	6-9
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料、及びモバイル通信料 (令和2年5月請求分)		
年月日	令和2年6月29日~令和 年 月 日	金額	7,889 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> 料金合計額 ケータイ補償サービス利用料+端末分割代金 $18,951 - (380 \text{ 円} \times 1.1 + 2,754 \text{ 円}) \times 1/2 = 7,889 \text{ 円}$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	15,779 円	1/2	7,889 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	佐野 愛子 様 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]

ご利用額のご案内

ご利用年月 MONTH OF USE	2020年4月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	18,951円 (1,648円)
振替日 TRANSFER DAY	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用クレジット会社 CREDIT COMPANY	* * * * *
カード会員番号 MEMBER NUMBER OF THE CARD	* * * * *

前々月ご利用額	19,067円(税込)
---------	-------------

カケホ/ライトプラン (2020年 4月末現在)	電話番号毎の利用内訳をご確認ください。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。 普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】-----

*** 電話番号毎のご利用金額(税込) ***

[REDACTED]

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

株式会社NTTドコモ 料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * * *

本書は電子文書です。

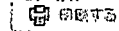
内訳項目・金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料等 (計) 4,853	4,853	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 147	147	FOMA・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計) 9,147	3,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
	-600	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
	1,000	スピードモード/1GB追加オプション利用料	合 算
	500	シェアオプション定額料	合 算
	8,348	定額通信料	合 算
	-953	定額プラン (無料通信分) 適用額	合 算
	-2,648	定額データ割	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 402	2,400	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	-1,944	月々サポート適用額	内 税
	6	ユニバーサルサービス料	合 算
	-60	eビリング割引料	合 算
◇端末等代金分割支払金 2,754	2,754	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 1,648	1,648	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 18,951	18,951	合計	(3回線請求分)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

内訳項目 BREAKDOWN	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
			ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計)	2,200	2,200	カケホーダイプラン (ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料 (計)	147	147	FOMA・SMS通信料	4月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計)	3,900	3,500	データSバック (小容量) 定額料	合 算
		-600	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
		1,000	スピードモード/1GB追加オプション利用料	超過分は1回分です。 合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	3.7G (通信速度制限含む) 合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量	0.1G (通信速度制限含む) 合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	862	300	1モード利用料	合 算
		200	キャッチホン利用料	合 算
		380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
		-20	eピリング割引料	4月請求分 合 算
◇消費税等相当額 (計)	710	710	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10% 合 算
◇合計	7,819	7,819	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、4月末で	
			○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は4月末で	
			○ポイントのお知らせ	
			4月ご利用分に対する獲得ポイントは、	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			4月末のステージは、	
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計) 953	1,905	基本使用料 (定額データプランS_バリュー)	合 算
	-952	定額データ スタンダード割	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,747	8,348	定額通信用料 (定額データプランS_バリュー)	合 算
	-953	定額データプランS (無料通信用分) 適用額	合 算
	-2,648	定額データ スタンダード割	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 482	500	moperaU スタンダードプラン利用料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
	-20	eピリング割引料	合 算
◇消費税等相当額 (計) 618	618	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 6,800	6,800	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	
		○定額データS割のご契約期間は4月末で	
		○ポイントのお知らせ	
		4月ご利用分に対する獲得ポイントは、	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		4月末のステージは、	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

内訳項目 BREAKDOWN ITEM	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
			ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計)	1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ) iPad	合 算
◇パケット定額料等 (計)	500	500	Xiシェアオプション定額料	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量	3.7G (通信速度制限含む)
				合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	-942	300	spモード利用料	合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		500	ケータイ補償 iPhone&iPad500	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
		-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
		-1,944	月々サポート適用額	本回線は11回目の適用 (全24回)
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
		-20	eピリング割引料	4月請求分
				合 算
◇端末等代金分割支払金	2,754	2,754	端末等代金分割支払金	11回目のご請求です。(全24回)
			ご請求は2021年6月請求迄で、分割支払金残額は	35,802円です。
				非対象等
◇消費税等相当額 (計)	320	320	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	4,332	4,332	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、4月末で	
			○データプランのご契約期間は4月末で	
			○ポイントのお知らせ	
			4月ご利用分に対する獲得ポイントは、	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			4月末のステージは、	
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	



カードご利用代金明細

カード名:

カード番号:

お客様番号 ※ お客様の個人情報保護の為、「お客様番号」はカード会員番号と異なる番号を使用しております。

金融機関名

支店名

科目・口座番号

口座名義 佐野 様

2020年6月度のご利用代金明細

作成日:2020/6/12

お支払日	2020年6月29日 (月)
お支払 金額	29,956 円
獲得ラブリポイント	153 点

- ① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回
お支払金額小計
- ② リボルビング払の今回お支払金額小計
- ※ ご指定口座へは金融機関の前営業日6
月26日(金)迄にご用意願います。
- ※ 当社と本明細記載以外のご契約があ
り、かつ、ご指定口座が同一の場合
は、合算した金額にてご請求させて頂
きます。

Jデポのご案内



◇キャッシュレス・消費者還元対象Jデポ登録のご案内◇
 キャッシュレス・消費者還元事業の対象加盟店にて標記カードでショッピングをご利用
 いただきましたので、還元金額分のJデポ を標記カードへ登録させてい
 いただきました。
 2020年 7月 1日から2020年 9月30日の間に標記カードでショッピング
 をご利用いただいた場合、ご利用額よりJデポ分を値引きしてのご請求となります。
 今後ともジャックスカードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

ご利用代金明細

※ リボルビング払の明細は新規ご利用分のみ表示しております。

※ リボルビング払の今回お支払金額は「リボルビング払のお支払内訳」をご覧ください。

ご利用 年月日	ご利用店名 現地通貨記号	ご利用都市名など 円換算レート	ご 利 用 者	支 払 開 始 年 月	支 払 回 数	支 払 回 目	今 回 ご 利 用 金 額 (円)	手 数 料 ・ 利 息 ・ 諸 費 用 (円)	今 回 の お 支 払 金 額 (円)	お 支 払 後 残 高 (円)	ポ イ ン ト 賞 目
<<今回のお支払 明細>> ご利用代金明細書 発行手数料 20/4/30 ドコモご利用料金 5月分											
			本人	20/6	1	1	18,951	0	18,135	0	#

当月計算ポイント
の内訳

前月期限切れポイ
ン
ト

キャンセルによる
ポイント

次回(2021年
5月)の年会費は
無料と
なります。

① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計	29,956
② リボルビング払の今回お支払金額小計	0
③ + ④ お支払金額	29,956

リボルビング払のお支払内訳

前回お支払後元本残高(円)	
諸費用(円)	
今回ご利用金額(円)	
諸費用(円)	
今回お支払金額(円) ①	
内元本(円)	
内手数料・利息(円)	
内諸費用(円)	
お支払後残高	

リボルビング払のご登録内容

	ショッピング	キャッシング
ご返済方式	元金定額	元金定額
ご返済コース	残高スライド	
ボーナス加算月		
ボーナス加算金額(円)		
手数料・利率	実質年率 %	実質年率 %

※ 上記ご登録内容は、ご利用代金明細作成時点の内容を表示しております。

画面ID : BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

07月03日 14時33分時点

照会条件を変更する

(全2件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
002	2020年06月29日分	出金	29,956円			リボ払い

07月03日 06時00分時点




前ページ 1 次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

整理番号	6-10
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料 (令和2年6月請求分)		
年月日	令和2年6月29日～令和 年 月 日	金額	2,878 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明は令和2年4月証拠書 (整理番号 10) 参照

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01	2-06-29			ガス 5,756	
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	5,756 円	1/2	2,878 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 6-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年6月30日~令和 年 月 日	金額	32,138 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年6月分

氏名

給与	通勤手当 日数8日 ¥350/日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 34,100	円 2,800	円 36,900	円	円	円 0	円 36,900

* 給与: $34,100 \text{円} \times 27/31^H = 29,700 \text{円}$
 通勤手当: $2,800 \text{円} \times 27/31^H = 2,438 \text{円}$

受領印
受領日 6月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
雇用実績表に基づき按分 する。	36,900 円	(B)27H / (A)31H	32,138 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6月分	氏名	██████████
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	月			
2	火	4	3.5	月初打ち合わせ 案内文書整理 スケジュール確認
3	水			
4	木			
5	金	4	3.5	日報,県政資料ファイリング
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	4	3.5	情報収集(NPO法人) スケジュール調整
10	水			
11	木			
12	金	4	3.5	県政資料発送準備、発送作業
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	4	3.5	県政資料発送準備、発送作業
17	水			
18	木			
19	金	4	3.5	案内文書確認、スケジュール確認 案内文書ファイリ
20	土			
21	日			
22	月			
23	火	3	2.5	県政資料整理、ファイリング
24	水			
25	木			
26	金	4	3.5	案内文書保存作業、次月スケジュール確認
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
計	(A) 31	(B) 27		

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 6 月 30 日
 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当を算出する。

①(B){ 時間 分}×単価[円]= 円
 ②総支給額[34,100 円]×(B) 27 / (A) 31 = 29,700 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 6-12

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年6月30日～令和 年 月 日	金額	47,250 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年6月分

氏名

給与	通勤手当 日数14日 ¥350/日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 42,350	円 4,900	円 47,250	円	円	円 0	円 47,250

受領印
受領日 6月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	47,250 円	100%	47,250 円


※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	月	2.5	2.5	月初めスケジュール確認
2	火			
3	水	2.5	2.5	情報収集
4	木	2	2	情報収集
5	金			
6	土			
7	日			
8	月	3	3	資料整理とファイリング
9	火			
10	水	1.5	1.5	資料収集
11	木	3.5	3.5	案内文書の確認
12	金			
13	土			
14	日			
15	月	3	3	県政報告発送準備
16	火			
17	水	3.5	3.5	県政報告発送準備
18	木	3	3	各種資料の整理
19	金			
20	土			
21	日			
22	月	3	3	書類整理とファイリング
23	火			
24	水			
25	木	4	4	旧資料整理
26	金	3	3	案内文書整理とファイリング
27	土			
28	日			
29	月	3	3	次月予定確認
30	火	1	1	資料整理
計	(A)	38.5	(B)	38.5

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 6 月 30 日
 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子 

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当を算出する。

①(B)[38 時間 30 分]×単価[1,100 円]= 42,350円

②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 6-13

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年6月30日~令和 年 月 日	金額	32,400 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

給与支払明細書

令和2年6月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 32,400	円	円 32,400	円	円	円 0	円 32,400
					受領印	
					受領日	6月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	32,400 円	/	32,400 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	月	4	4	月初打ち合わせ、当月情報収集
2	火			
3	水			
4	木	4	4	当月情報収集、情報整理スケジュール確認
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	4	4	県政資料発送準備、発送作業
10	水			
11	木			
12	金	4	4	県政資料発送準備、発送作業
13	土			
14	日			
15	月	4	4	県政資料発送準備、発送作業
16	火			
17	水			
18	木	4	4	各種案内状整理、スケジュール確認
19	金			
20	土			
21	日			
22	月	4	4	当月情報資料ファイリング、案内状ファイリング
23	火			
24	水			
25	木	4	4	各種資料整理、ファイリング
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火	4	4	次月情報収集、次月スケジュール調整
31				
計	(A)	36	(B)	36

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 6 月 30 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子




[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B){ 36 時間 00 分}×単価{ 900 円}= 32,400 円

②総支給額{ 円}×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 6-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーキー 支出証拠書

□□□□ - □□□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和2年 6月30日～	令和 年 月 日	金額 7,337 円

目的	各方面における情報収集
使途	6月静岡・朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2020年6月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	7,337 円	100 %	7,337 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 6-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	2020年度 藤枝商工会議所女性会年会費		
年月日	令和2年6月25日~令和 年 月 日	金額	6,000円

会の趣旨・目的	女性会の活動を通し地域貢献をめざす
会の活動内容等	産業祭などの地域催しに参加、他地域との交流、勉強会などの活動を通じ地域活性と発展に貢献する
政務活動・県政との関連性	さまざまな活動に参加したり定期総会に出席し周囲との意見交換、意見聴取を行い県政に反映させる

<<領収書貼付枠>>

領 収 書

No. 001450



佐野愛子 様

令和2年6月25日



印紙税法通達
第250条によ
り収入印紙
の貼付免除

但 女性会 令和2年度 年会費として
上記金額正に領収致しました

藤枝市藤枝4丁目7番16号
藤枝商工会
藤枝商工会議所 経理部

扱 者



添付書類：団体の会則、事業概要、その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	6,000円	100%	6,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和元年 6月 11日

藤枝商工会議所女性会
会 員 各位藤枝商工会議所女性会
会 長 青島 以津子

2020 年度 藤枝商工会議所女性会年会費ご納入のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和2年6月30日(火)迄に、ご持参いただきま
すようお願い申し上げます。

なお、ご持参が難しい方につきましては、振込でも可能ですので、下記振込先
へお振込み下さい。

出費ご多端な折、誠に恐縮ですが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 請求金額 6,000 円
・2020 年度会費 (2020 年 4 月 1 日~2021 年 3 月 31 日) 6,000 円
2. 払込先 : 静岡銀行藤枝支店 普通預金
口座名義: 藤枝商工会議所女性会
口座番号: 0846285
(※誠に恐縮ではございますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。)
3. 納入期日: 2020 年 6 月 30 日 (火)

藤枝商工会議所女性会 担当: XXXXXXXXXX

TEL641-2000/FAX643-2000

藤 枝 商 工 会 議 所 女 性 会 規 程

(目的)

第1条 本女性会は藤枝市内における商工業者の共同社会を基盤とし、女性の立場より商工業の改善発展に寄与し、かねて社会一般の福祉の増進に資し、あわせて会員相互の親睦と連携を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本女性会は藤枝商工会議所女性会と称する。

(会員)

第3条 次に掲げるものは本女性会の会員になることができる。

- 1 商工会議所の会員である法人、団体等の役員
- 2 商工会議所の会員である個人企業の女性
- 3 女性学識経験者及び本女性会の目的に賛同する女性

(役員)

第4条 本女性会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|-----|------|
| 1 | 会 長 | 1人 |
| 2 | 副会長 | 3人以内 |
| 3 | 監 事 | 3人以内 |
| 4 | 理 事 | 若干人 |

(役員の仕事)

第5条 会長は会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、会の重要事項を審議する。
- 4 監事は本女性会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第6条 会長は総会において会員のうちから選任し、又は解任する。

- 2 副会長は会員のうちから会長が指名し総会において選任し又は解任する。
- 3 理事は総会において、会員のうちから選任し又は解任する。
- 4 監事は総会において、会員のうちから選任し又は解任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

(委員会)

第8条 本女性会の事業、その他目的達成に必要な事項を調査研究するため委員会をおくことができる。

(地区)

第9条 本女性会に支部を置く。

- 2 本女性会は藤枝市内各地域で組織されている本商工会議所を主軸とした商店街振興組合及び商工振興会等の地区をもって組織する。

(総会)

第10条 本女性会に総会を置く。

(招集及び議長)

第11条 総会は年1回これを開くほか、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上の同意を得て請求したときは会長がこれを招集しその議長となる。

(役員会)

第12条 本女性会に役員会を置く。

- 2 役員会は会長、副会長、理事をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べる事ができる。
- 4 役員会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(総会及び役員会の議事等)

第13条 総会及び役員会は、総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決をすることができない。

- 2 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事業)

第14条 本女性会はその目的達成のため下記の事業を行う。

- 1 藤枝商工会議所事業の積極的推進及び協力。
- 2 政府並びに関係当局の諸施設に対する改善意見の審議と要望。
- 3 商工業の発展に関する各種意見の提案。
- 4 社会福祉の増進と研究。
- 5 女性経営上の諸問題に関する調査、研究。
- 6 各種講演会、懇談会、研究会等の開催。
- 7 内外展示会、見本市、優良企業等の視察見学。
- 8 各地の商工会議所女性会との連絡、提携。
- 9 その他本女性会の目的達成に必要な事業。

(報告義務)

第15条 会長は総会において決議された事項のうち、特に必要と認めるものについて藤枝商工会議所会頭に報告しなければならない。

(顧問)

第16条 本女性会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は本女性会の目的達成に必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は学識経験のある者及び本女性会に功労のあった者のうちから会長が役員会の承認を得て委嘱する。

(会費)

第17条 本女性会は総会の承認を得て、会員に対し会費を徴収することができる。

- 2 既納の会費はいかなる事由がある場合においても返戻しない。

(会計)

第18条 本女性会の会計は会費、事業収入、助成金、その他をもって充て、事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務)

第19条 本女性会の事務を処理するため藤枝商工会議所専務理事が事務局職員のうちから任命する。

(慶弔)

第20条 慶弔関係については別に定める。

(基金)

第21条 本女性会は基金を設け、事業目的に応じてそれを運用できる。

附 則

1. 本規程は昭和53年9月8日から実施する。

昭和61年6月18日一部改正

昭和63年5月27日一部改正

平成2年4月1日から一部改正し実施する。

平成6年12月22日から一部改正し実施する。

平成13年6月4日から全面改正し、実施する。

平成21年4月1日から一部を改正し実施する。

平成24年5月8日から一部を改正し実施する。